

議会の今を伝える

2013. 2. 1 No.28

編集：議会だより編集委員会 印刷：有限会社 利根印刷所
発行：沼田市議会議長 大島 崇行
〒378-8501 沼田市西倉内町780
TEL:0278-23-2111 FAX:0278-22-6333

沼田市 議会 だより



条例が制定され、歩道の幅員など、公園の設置基準も市の条例で定めることになりました。

12月定例会号

12月定例会の概要

本定例会は、12月4日に招集され、13日までの10日間の会期となりました。付議案件は、市当局から条例8件、補正予算5件、その他1件、合計14件が提出され、全て原案可決となりました。

議会からは、条例2件、規則1件、意見書案1件が提出され可決、請願の1件は、継続審査となりました。

議会日程表

日	会 議	内 容
4	本 会 議	開会 提案理由の説明 質疑・討論・採決
6	本 会 議	一般質問（4人）
7	本 会 議	一般質問（1人）
11	委 員 会	民生福祉常任委員会
12	委 員 会	経済建設常任委員会
13	本 会 議	提案理由の説明 委員長報告 質疑・討論・採決 閉会



西中の関東大会優勝報告

活力を創造する街
づくりについて
グリーンベル21
について
青少年のスポーツ
振興について

野村 洋一 議員



昨年秋開店の沼田マルシェ

新年度予算について
グリーンベル21
について
農林業と観光につ
いて

大東 宣之 議員

Q1 平成25年度予算編成での重点的事業について、どのように考えているのか伺います。

A1 予算編成での重点的事業としては、歳入に見合った歳出の構造への転換が極めて重要なことから、行財政改革を推し進め、総体的なスリム化を図りつつ、第五次総合計画の推進を図るために、「安全・安心」、「教育・文化」、「健康・福祉」、「産業・交流」及び「エネルギー・環境」を五つの柱として、市民との連携・協働の下、創造性豊かな明るく元気なまちづくりに取り組んでいく考えです。

Q2 市民要望についてどのような反映するのか伺います。

A2 真に行政が担うべき事業について、第五次総合計画後期実施計画の進捗等を踏まえ事業の緊急性、必要性、優先度及び熟度等を精査した上で事業の具現化することを基本としています。

Q3 グリーンベル21出店企業に対する補助金の支出についてどう対応するのか伺います。

A3 要綱交付と同日付で「交付要綱取扱要領」を定め、親族の範囲、所有者が法人である場合等についての詳細を規定しており、沼田マルシェに関しては、

これらの条件、基準に合致しないことから、補助金の交付対象とはならず、ご理解をいただいたところです。

Q4 沼田都市開発の経営状況と今後の見通しについてどう考え、どう対応を進めるのか伺います。

A4 沼田都市開発株式会社の経営状況は、非常に厳しい状況に置かれています。

メドテックインベストメントをはじめとするビル関係者による協議を整えて、相互の協力のもとにグリーンベル21の再生に向かわなければならないと考えています。

Q5 都市との交流、農作物や木材のブランド化等による販路の拡大にどのように取り組むのか伺います。

A5 観光型農業の推進の取り組みなど、さまざまな機会を捉え、本市の魅力を発信しながら交流の拡大に努めています。

今後も、参加者のニーズに合わせ、情報発信や交流が図られるよう努めていく考えです。

Q6 これからのような観光を進めるのか伺います。

A6 年間を通した沼田市の魅力をドラマチックに伝えていくことも重要と考えています。

おさめたチームに対する支援の現状をお伺いいたします。

A5 全国大会等に参加する場合には、沼田市スポーツ競技大会参加激励金支給要綱に基づき激励金を支給しています。

Q6 中体連主催の大会以外の支援はないとされていますが、今後の対応をお伺いいたします。

A6 支援のない理由としては、学校教育課が担当する中学校対外運動競技大会派遣事業で、これは中学校体育連盟主催の関東大会及び全国大会に出場する選手や引率者に派遣費を交付するものだからです。

Q2 史跡公園として整備するのであれば、沼田城の復元が大前提となると思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

Q1 城下町沼田の公園整備は、史跡公園として整備するのが適当と市民の皆さんが考えているが、具体的な計画はあるのかお伺いいたします。

A1 沼田公園長期整備構想策定以降の本市を取り巻く諸状況や社会経済環境が大きく変化してきましたので、構想の方向性については基本に据えながら、今後、総合的に検討したいと考えています。

Q3 グリーンベル21の空床状況についてお伺いいたします。

A3 平成23年度中にグリーンベル21から退店したテナントが8

A2 沼田城は本市を代表する歴史的な遺産であり、市民共有の財産であると認識し、その復元は沼田公園長期整備構想の中核をなすものです。

しかしながら、財政状況をはじめ諸状況が大きく変化していることも事実ですので、本市の将来を展望して、どのような道筋に進めていくことがより良いことなのか総合的に検討したいと考えています。

Q5 小中学校のスポーツ競技で、全国大会出場等の優秀な成績を



上之町のJA直売所

観光・産業の拠点整備について
中小企業憲章と
産業振興条例の
制定について

井之川 博幸 議員



沼田公園からの風景

緑豊かな快適空間
の創設について
都市基盤・生活環
境づくりについて
少子化における教
育施設の活用につ
いて

島田 富造 議員

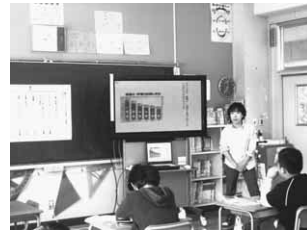
- Q1** 沼田公園は、西に子持山、北に谷川岳・武尊山・三峰山、南に赤城山と名山に囲まれており、この景勝地の活かし方について伺います。
- A1** 沼田公園は、西側及び北側を急峻な崖地に囲まれ、遠くは谷川岳を一望し、市域の子持山、三峰山等周辺の山々と眼下に流れる利根川や薄根川の眺望はきわめて優れ、春先のサクラの花見客など市内外の人々の利用でにぎわっています。
- 今後も公園施設の保全と見晴らしの確保を図るように適切な維持管理に努めていく考えです。
- Q1** 消費税増税の予想される市財政への影響額を伺います。
- A1** 消費税が、8%になると、約3億円の増、10%になると約5億円の増となります。
- Q2** 市民生活や市内経済への影響を伺います。
- A2** 平成9年に消費税が3%から5%に引き上げられた際は、急速に民間消費が減少した結果、平成10年及び11年の経済成長率がマイナス成長となった経過があります。
- Q3** (仮称) 歴史民俗資料館の設置について伺います。
- A3** 設置環境が整った折には歴史文化の拠点として重要な施設であると認識しておりますが、現時点で歴史民俗資料館を新設することは、困難な状況であると考えています。
- Q4** (仮称) 地場産業センターの設置について伺います。
- A4** 観光の視点なども加え、経済団体や地域の産業団体と連携しながら研究していく考えです。
- Q5** (仮称) 沼田ふるさと生産物直売センターの設置について伺います。
- A5** 中心市街地土地区画整理事業に伴い、上之町に建設予定の「にぎわいの核」にご提案の(仮称)沼田ふるさと生産物直売センターと同様な機能を持った、地元産品を主体とした直売所の設置を計画しています。
- Q6** 中小企業憲章の制定について伺います。
- A6** 国・県の中小企業憲章に基づく新たな施策に留意しつつ、経営基盤の強化や技術開発、人材の育成、金融の円滑化など、市内中小企業が必要とする支援を行い、地域経済の活性化を図っていきたいと考えています。
- Q7** 地域循環経済を取り入れた市内産業の実態に即した(仮称)中小企業産業振興条例の策定について伺います。
- A7** 「地域循環経済」は、本市の特産品である野菜や果樹などの農林産物をはじめ、市内企業が製造する各種製品が地域内で活用、消費されることによって生産活動が活発化し、雇用所得の増大につながるものと認識しています。
- 「基本条例」を制定する動きも見られますが本市においても、産業構造や特性を踏まえた総合的な施策の展開が重要さを増しており、これらを体系的に推進するための条例の整備について研究していく考えです。
- Q2** 獅子岩の存在と子持山登山道整備について伺います。
- A2** 本市側からの登山道は道も急峻で、長年の風雨等の影響を受けていますので、この登山道を整備するには相当の経費と時間を要するものと考えています。
- しかし、地質学上にも貴重な資料で、周辺自治体との連携も含め効果的な環境整備について、今後調査研究していきたいと考えています。
- Q3** 都市計画区域の見直し事業について伺います。
- A3** 沼田都市計画区域等見直し事業については、本市を取り巻く社会経済情勢を十分に考慮し、関係機関の指導を受けながら、法で定める手続きに従い、住民説明会等を行っていききたいと考えています。
- Q4** (本市への) 集客の仕掛けづくり及び今後に対しての市長の見解について伺います。
- A4** 平成10年度からの沼田市中心市街地土地区画整理事業により、昔のように商店が連なり、買い物客で溢れるにぎやかな本町通りとなるよう、活性化を図る努力をしています。
- また、この事業に併せて、上之町に、集客の拠点となる「にぎわいの核」「生方記念文庫」及び「旧沼田貯蓄銀行」を設置するとともに、中町に、人々とがふれあえる場所として「やさしさの核」を設置する計画となっています。
- Q5** 沼小の生徒数、三百数十人となった場合の空いた施設の活用について伺います。
- A5** 本年5月1日現在の沼田小学校の児童数は、351名で、学級数は13学級となっています。児童数も学級数も減少していますが、今まで使用していた教室は、現在でもさまざまな方法で有効活用しています。

ICTが支える地域社会について

電子自治体の実現について

災害対策について

石川 初雄 議員



電子教室の様子

Q1 GIS 地理情報システムにおける自治体クラウドの適用と効果についてお伺いします。

A1 GIS システムは、コンピュータ上に地図情報やさまざまな付加価値を持たせ、作成から保存、管理までの地理情報を参照できるシステムで、近年、自治体のホームページから街の知りたい情報を地図を使って簡単に見つけ出すサービスや観光名所を地図上に示すガイドマップ、避難場所の表示のほか災害のおそれのある区域を予測し、地図上に示すことで被害を最小限に抑える防災マップの活用など、多岐にわたって自治体情報の集約が検討されていることから、今後、効果と併せ研究を進めていきたいと考えています。

Q2 沼田市役所のホームページ上で、スマートフォンに対応した「くらしの相談窓口」クラウドサービスの構築について可能かお伺いします。

A2 情報の一元化や利用者の利便性、コスト、セキュリティなどのさまざまな面から、利用者側及び自治体側の双方にとって大きなメリットがあるものと認識をしていますので、研究していきたいと考えています。

Q4 小中学校で、来たるべく将来の「タブレット」での授業について教育長にお伺いします。

A3 情報通信技術の進展が大変早いこの時代に、このような機器を活用して、生きる力を育んでいくこともとても大切なことですので、実証研究の成果や課題等に留意し、研究していききたいと考えています。

Q4 災害時の人工透析患者の受け入れ場所の対応について、市長の見解をお伺いします。

A4 「広域災害・救急医療情報システム」により、各種医療情報を提供していますので、その

活用を図り災害時に透析患者が透析を受けられるよう、関係機関と連携を図りながら対応していきたいと考えています。

Q5 災害弱者マップの作成についてお伺いします。

A5 「沼田市災害時要援護者避難支援計画」を作成し、災害時に備え登録台帳を作成することとしており、現在台帳整備を進めていて、今後も区長や民生委員・児童委員をはじめ地域の方々のご協力をいただきながら、GIS 地理情報を活用した災害弱者マップの作成についても研究していきたいと考えています。

議案第66号

沼田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部が改正されたことにより、これまで国が一律に定めていた公園等のバリアフリー化に関する構造基準等を設置自治体の条例で定める

経済建設常任委員長報告

こととなったため、本条例を制定するものです。

本委員会は、12月12日、全委員出席のもと、執行部より詳細な説明を受け、慎重な審査を行った結果、可決すべきものと決定いたしました。

国が定めた基準をそのまま活かす本条例は、都市公園の機能や利用者の利便性を維持する上で必要かつ十分なものであると考えられることから、全会一致により可決すべきものと決定した次第です。

議案第67号

沼田市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について

議案第66号と同様の理由で「水道法」の一部が改正されたことにより、これまで国が一律に定めていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準、水

道技術管理者の資格基準を地方公共団体が政令で定める要件を参酌して条例で定めることとなつたため、本条例を制定するものです。

条例の内容は、第1条で趣旨を、第2条で布設工事監督者を配置する工事を、第3条で布設工事監督者の資格基準を、第4条で水道技術管理者の資格基準を規定するものです。

経済建設常任委員長報告

国が定めた基準をそのまま活かす本条例は、必要かつ十分なものであると考えられることから、全会一致により可決すべきものと決定した次第です。



南原ふれあい公園内の歩道



議案第76号
福島第一原子力発電所事故による農畜産物損害賠償に関する意見書案について

経済建設常任委員長報告

意見書案の朗読をもって、提案理由の説明にかえさせていただきます。

昨年、福島第一原子力発電所の事故により飛散した放射性物質の影響やこれに伴う風評被害により、本市においては、農畜産物の出荷・販売への影響など、農業者に多大な被害を与えている状況にあります。

中でも畜産に携わる方は、放射性物質汚染により自給牧草の給与停止が発生し、代替牧草を購入しなければならなくなっています。この代替牧草は、全国での需要増により値上がりし、経営を非常に圧迫しています。

さらに、肉牛の価格は風評被害により下落しており、この経費を回収することもできない状況です。このままでは、経費を捻出するために牛を売るような事態になり、廃業に追い込まれる危惧も出ています。

このような中で、本市における農畜産物の損害に対する東京

電力株式会社の賠償金の支払いは遅延しており、農業者救済の観点からも一刻も早い賠償金の支払いが求められています。

つきましては、地域の実情を

十分ご理解いただき、国においては、損害賠償金に関し、賠償請求された金額のすべてを早急に支払うよう東京電力株式会社

に働きかけるよう強く要望いたします。

平成24年12月

内閣総理大臣、農林水産大臣、内閣府特命担当大臣(原子力損害賠償支援機構)あて
沼田市議会議員 大島 崇行
以上です。

【可決(全会一致)】



総務文教常任委員会
行政調査報告

平成24年7月3～4日

◎石川県小松市

曳山子供歌舞伎と

地域活性化政策について

調査の目的・視点

伝統文化を活用した地域活性化と後継者育成について、先進地の取組状況・推進方法を現地調査し、本市の行政の向上を図ることを目的としました。

事業の経過と概要

■曳山子供歌舞伎

1651年に始まった「お旅まつり」は、360年の歴史を持ち、市内に本折日吉神社と菟橋神社があり、この2つの神社の祭りとして開催されたことが原型である。

この祭りをもう少し自分たちのものにしていこうと考えられたのが曳山子供歌舞伎であり、1766年に始まりました。

曳山は、各町内がもっており最盛期には18基でしたが、現在は8基となっており、小松市の指定文化財で、国・県・市の補助金を活用して修理等を行っている。

子供歌舞伎は、各町2ヶ町に

よる輪番制で上演されており、男子が舞うことを基本としていたが、日露戦争時に女の子役者が流行となったことがきっかけで、それ以後、主に女子児童により演じられている。

■中学生歌舞伎勸進帳公演

勸進帳800年祭を契機に昭和61年に中学生によつて上演しようということになった。メイク・大道具製作・三味線等の全部を中学生だけで行うものであり、市内10校の中学校の持ち回りで一校が発表するもので、現在27回目となっている。

■全国子供歌舞伎

フェスティバルin小松 平成10年に小松市が全国に向けて発信できる素材は何かと市民アンケートを行った結果、第1位にお旅まつりと曳山子供歌舞伎、第2位に歌舞伎勸進帳と安宅の関であり、これを合わせた事業ができないかということで、平成11年度より小学生の勸進帳を地元の人たちの手作りにより実施することとなった。毎年全国約50団体ある子供歌舞伎から2団体を招待している。

事業の効果や成果

お旅まつりでは、2ヶ町の輪番制であったが、平成2年より

曳き山の曳き揃えを行うことをしたり、全国子供歌舞伎フェスティバルを、お旅まつりに合わせて行ってきた。今年度より、子供歌舞伎フェスティバルを5月の連休に実施し、その後、引き続きお旅まつりを開催することにより、一週間は歌舞伎一色にするとともに、観光客を街中に呼び込む「こまつ町屋画廊」や、歌舞伎をモチーフとした団扇を作成し、「歌舞伎のまち小松」をアピールするものとしたことにより、29万人の観客動員数となった。

また、平成16年度に、本格的な歌舞伎舞台を持つ「こまつ芸術劇場うらら」が開館したことにより、子供歌舞伎フェスティバルもここで開催することになり、2日分の公演も満員となるほどにぎわっている。



曳山子供歌舞伎の説明を受ける委員会

事業の課題や参考点

・曳山子供歌舞伎の上演は、1年間で2ヶ町が参加し、総事業費が1千万円余りかかり、その内、市が各町へ400万円を補助し、県から数十万円の補助があります。それ以外は町の負担や寄附等を充当しているのが現状です。

・中学生の勧進帳では、演技指導と三味線の指導は2名の教師が指導。稽古の開始は、夏休みから開始し、11月には上演できるようにしています。

・受講生数は、能楽教室が13名、義太夫語りの会が6名、邦楽教室は約24名、歌舞伎教室で役者が17名、裏方が6名となっていて、総数は66名です。

・小学生が多くを占めて、中学生になると部活動でやめる子供もあり、高校生になるとさらにやめる場合があります。

・平成23年度より、資金支援と活動支援のために、「こまつ曳山&歌舞伎倶楽部」を立ち上げ、市民、企業、団体によるサポート体制を作りました。

・子供歌舞伎の人材育成として、「こまつ歌舞伎未来塾」を開催し、長唄、能楽、義太夫等を習いたい生徒を募集しています。

◎石川県白山市

小中学校の統廃合と学校建設事業について



統合した白嶺小中学校

調査の目的・視点

児童数の減少に伴う学校の統廃合及び、自然エネルギーを活用した校舎の建設について、先進地の取組状況・推進方法を現地調査し、今後の本市の教育行政の向上を図ることを目的としました。

事業の経過と概要

（白山市立白嶺小中学校の建設）
・平成17年2月に、1市2町5村の合併協議会の中で統合が決定され、その方針を検討するため、白山市学校統合検討委員会を設立し、平成20年4月に新校舎へ移転しました。

・地域のシンボルとなる学校、

地域に開かれた施設にすることを基本的な考え方としました。

・教室の特徴として、オープンスペースを設置、「デン」という隠れ家スペースを設置し、子どもたちが自由におしゃべりを楽しむ施設を設置しました。

・図書館は昇降口の隣に設置し、送迎バスを待ちながら利用できるようにしました。

・職員室は小中合同で、厨房はオール電化で、中学校はホームベース方式教科教室型です。

・ランチルームは、200名収容可能で、小中同時利用です。

・体育館は、輻射暖房機を設置し、大階段では発表会や観覧席にも利用可能にし、学校周辺を観察できる塔屋を設置しました。

・外壁は、国産煉瓦を積んでコンクリート躯体との間に空間を作る、中空積みを採用した外断熱工法としました。

・木質系の内装と言うことで、近隣の杉材を使用し、風力、太陽光を使用したハイブリッドシステムを採用しました。

・経費は、28億8千万円で、内訳は9億4千3百万円が国費、18億3千2百万円が起債（合併特例債）で残り、1億5百万円が一般財源です。

経済建設常任委員会

行政調査報告

平成24年5月8～10日

調査の目的・視点

本市の課題である中心市街地再開発へ応用し、グリーンベル21及び空き店舗の活用など、街なかへ賑わいを取り戻すための調査・研究、及び今後の委員会活動のレベル向上を目的としました。

◎大分県豊後高田市

中心市街地活性化基本計画・

昭和の町について

事業の経過と概要

・昭和の町が起る前は、仏の里と呼ばれ年間一千万人を超える観光客が訪れていました。

・商店街の再生に向け、商工会議所が大手広告代理店に依頼し「豊後高田市商業活性化構想」を平成5年3月に策定しました。

しかし、費用が巨額のためお蔵入りとなり、この失敗を受け、数年かけて江戸時代から現代までの歴史調査をし、平成8年に「豊後高田市市街地ストリート・ストーリー」を完成させました。
・近世城下町や近代化遺産では他の地域には勝てないので、昭和の時代をまちの個性としてア

ピールできればということにたどり着きました。

・平成13年9月に昭和の町がスタートし、観光客を呼ぶ拠点施設として、既存の農業倉庫を改修した「昭和ロマン蔵」を平成14年にオープンしました。

・さらに「駄菓子屋の夢博物館」「昭和の絵本美術館」を開館し、平成18年4月には、団体客を迎えられるレストランとして「旬彩南蔵」を整備しました。

・平成15年には20万人を超える観光客が訪れ、団体客の受付や駐車場の整理、案内人の不足など、新たな問題に対応するため豊後高田市観光まちづくり株式会社を設立しました。



豊後高田市の「昭和の町」

事業の成果や課題及び参考点

・昭和の町での購買金額は、1人当たり4,285円で、40万人が訪れるので、単純計算でも17億円の経済効果となり、約100人の雇用も生まれました。

・コンセプトリダーは商工会議所の職員で発想が豊かで説明が上手です。

この人が中心で引っぱり、行政・商工会議所・商店街それぞれが協力するようになりました。

・アドバイザーは日本政策投資銀行大分支店と観光分野ではJTBの支援を受けています。

・成功のカギは、マスコミの取材とか、ありとあらゆるものを利用し、無料で宣伝につながるものは、どんなことでも断らないで対応したことでマスコミの評価を得て、取り上げられるようになった。

・観光案内人は現在、まちづくり会社が囑託的に雇っています。

・観光客は、ほとんどマイカーで訪れ、その割合は、半分以上が県内で半分が県外です。

県外の半分が福岡県となっていて、首都圏は遠いので非常に少ない状況です。

・観光客を呼び戻すというコンセプトでは成功したが、地元の

人は郊外の大形店へ行っていました。

そのため、2期計画ではコミュニティとまちづくりを絡めて違った対策もとっています。



大分まちなか倶楽部

◎大分県大分市

中心市街地活性化基本計画・

(株)大分まちなか倶楽部

事業の成果や課題及び参考点

・少子高齢化により消費が減少傾向にある中、駅ビルの建設により売り場が余り、売り上げが㎡当たり90万円超だったのが74万円くらいまで、20数%悪化するの、その対策や課題が生じてきます。

・まち全体のエリアマネジメントをしなければならず、行政主体では難しいと考え、民間で組織する必要性から平成23年に、エリアマネジメント組織「大分

市中心市街地エリアマネジメント委員会」を立ち上げました。

組織の構成は、①学識経験者②不動産事業者③地元自治会④商店街団体⑤地元百貨店⑥報道機関⑦まちづくり会社となっています。

・目的型の店舗が多い商店街は集客力が弱く、回遊型の店舗が多い商店街は集客力が高い。商店街に目的型・回遊型の店舗がどのくらいあるかリサーチする必要性を痛感しました。

・まちの実態を詳細に把握しないと補助金が無駄に終わるだけとなってしまうために、行政では補助金相談にはのれても、出店相談には不向きというデメリットが存在します。

そのため、全ての情報がまちづくり会社が集まる仕組みとして「まちなか出店サポートセンター」を立ち上げました。

・当然、この会社は中立の立場でまち全体のコーディネート、コンサルティングを行う責任企業であるという認識を持つことが重要となります。



◎福岡県直方市

中心市街地活性化基本計画

事業の経過と概要

・平成11年に旧中活法により基本計画を策定。法改正により、新たな基本計画の策定を行い平成21年6月に認定。新たな基本計画に基づき取り組みを続けているところ。

・郊外に大型店(イオン)が出店し、その周辺に人口が集中し、中心部は減少している状況です。

・基本計画は2つの方針により活性化を推進しようとするもので、1つは「集積した都市機能を強化し、ひとが行き交うまちづくり」としたハード事業(直方駅周辺整備)で、2つ目は「歴史と文化の集積を活かし、ひとが集うまちづくり」としたソフト事業(おがたレトロタウン整備)です。

具体的な事業内容

・旧ダイエービル(地上4階、地下1階、8千㎡)は、前所有者は生鮮スーパーを誘致していたが1年前後で撤退し、現在は「もち吉」の所有です。

・経産省の戦略的中心市街地活性化補助金に応募し、商工会議所が事業主体になり、もち吉と

行政とで協議し、ビル1階を改築し、まちの休憩スペースときれいなトイレ、身障者用トイレ、ベビーベッドなどを備えた食を中心としたチャレンジショップ

8店舗をオープンしました。

・共有部分は、各種イベント、生鮮の直売、囲碁・将棋大会などを計画し、費用はもち吉が負担しています。

・レトロタウンは、伝統的建造物群の保存地区の指定を目指すもので、文化庁の指定を受けると、国・県からの補助や市の補助により、持ち主の負担が1割で住宅の維持ができます。

・これを活用して町並みの保存、それに合った看板・案内板の整備・市民ボランティアガイドを行っています。



おがたレトロタウン

議案等審議結果（12月定例会）

番 号	件 名	結 果
議案第60号	沼田市防災会議条例の一部を改正する条例について	可決（全会一致）
議案第61号	沼田市災害対策本部条例の一部を改正する条例について	可決（全会一致）
議案第62号	沼田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための市税（固定資産税）の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	可決（全会一致）
議案第63号	沼田市中小企業振興条例の一部を改正する条例について	可決（全会一致）
議案第64号	沼田市都市公園条例の一部を改正する条例について	可決（全会一致）
議案第65号	沼田市下水道条例の一部を改正する条例について	可決（全会一致）
議案第66号	沼田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	可決（全会一致）
議案第67号	沼田市水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の制定について	可決（全会一致）
議案第68号	平成24年度沼田市一般会計補正予算（第4号）	可決（全会一致）
議案第69号	平成24年度沼田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決（全会一致）
議案第70号	平成24年度沼田市介護保険特別会計補正予算（第3号）	可決（全会一致）
議案第71号	平成24年度沼田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	可決（全会一致）
議案第72号	平成24年度沼田市水道事業会計補正予算（第2号）	可決（全会一致）
議案第73号	沼田市議会委員会条例の一部を改正する条例について	可決（全会一致）
議案第74号	沼田市議会会議規則の一部を改正する規則について	可決（全会一致）
議案第75号	沼田市議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について	可決（全会一致）
議案第76号	福島第一原子力発電所事故による農畜産物損害賠償に関する意見書案について	可決（全会一致）



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

一般的には「地方分権一括法」と呼ばれ、平成21年11月17日閣議決定によって、地域のことから、「地域主権」を早期に確立する観点から、「地域主権」に資する改革に関する施策を検討し、実施するとともに、地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえた施策を実施するため、内閣府に地域主権戦略会議を設置することになりました。

このようなことを実現していくために、地方自治法をはじめとする475件の法律の改正を行う法律が「地方分権一括法」です。

こうした一連の動きの中で、沼田市でも、今回、「沼田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」と「沼田市水道布設工事監督者及び水道技術管理

者の資格等に関する条例」の2件が提出され、可決されました。

さらに、この戦略会議の中で具体的な地域主権に関わる関係法令等が論議されてきていて、これまでに第一次から第三次までの関連法が制定され具体的には以下の項目です。

- 国と地方の協議の場の法制化
 - 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大
 - 基礎自治体への権限移譲
 - 国の出先機関の原則廃止
 - 補助金等の一括交付金化
- その他、地方税財源の充実確保、直轄事業負担金の廃止、地方府基本法の制定、自治体間連携・道州制、緑の分権改革の推進の各課題も、地域主権戦略大綱に沿って取り組みを推進しています。



はとバス特別車

編集後記

関係者の努力により東京からはとバスツアーの第一陣が12月22日に来沼されました。

大型バスのピアノシモII型という3列シートの特典車で定員23名の募集で14名の参加でした。老神温泉から南郷の曲家、上之町商店街と3カ所の日帰り旅行で、3カ所の点の一つの線となり、新たな観光ルートが開発されました。

その後、12月24日と26日の合計3回で56名の来沼があり、1月も3回の予定で同様の参加人数が見込まれています。

このツアーは他社のお手本となる事が多いそうで、評判によってメジャーなツアーになる可能性を大いに含んでいます。まだ気付かない宝が沼田にもっと眠っていないでしょうか。

このツアーを起爆剤として、おもてなしの再検討と線になった観光ルートを束ねて沼田をハブ（中心に位置する集線地）とし、利根沼田を一体とした観光産業を推進し、農工商が連携し六次産業を展開する事が急務と思われる。

編集副委員長 石川 初雄